特集

年金2法 事例問題に強くなる

事例問題を解いて、年金2法の重要事項について学んでいきましょう。具体的な事例問題と条文の知識を往復すれば、両社の対応関係が見えてきます。

社労士受験指導講師
伊藤 直子
（社会保険労務士合格研究室）



はじめに

年金２法（国民年金法と厚生年金保険法）の重要事項を、事例問題を解くことで学んでいきます。条文を読むだけでは「？」だったところが、事例問題で、現実的に・具体的にイメージできるようになります。

○×の判断の拠り所は条文の知識です。事例内容と条文表現を行き来しながら確認することで、両者のつながりを自然に身につけていただければと思います。

✓ 事例問題①　次の文章の正誤を判断してください（国民年金法）

昭和34年４月２日生まれのＡは、昭和61年３月までは国民年金の保険料をすべて納付し、昭和61年４月以降は第３号被保険者である。Ａは、65歳から振替加算が加算された老齢基礎年金を受給している。Ａが67歳のときに夫が死亡し遺族厚生年金の支給を受けることができるようになった場合、Ａが遺族厚生年金の支給を受ける間、振替加算の額に相当する部分の支給が停止される。なお、Ａは設問以外の年金の受給権は有しない。

解答　誤　振替加算の支給は停止されません。

解説

ポ･イ･ン･ト①　振替加算は老齢基礎年金に加算されます。（昭和60法附則第14条）

振替加算の支給が停止されるとき、加算されないときを確認しましょう。

・振替加算は、**障害年金を受けることができるときは、支給が停止されます。**

振替加算に相当する額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が**障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金**その他の**障害を支給事由**とする年金たる給付（ただし、その**全額につき支給を停止されている給付を除く。**）の支給を受けることができるときは、その間、**振替加算に相当する部分の支給を停止する。**（昭和60法附則第16条）

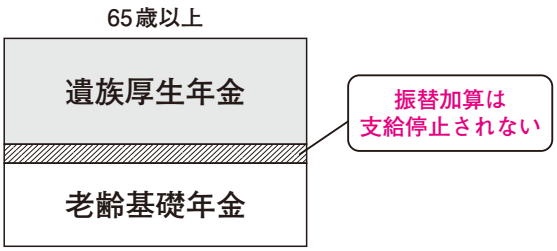
・240月以上の老齢厚生年金を受けることができるときは振替加算は加算されません。

老齢基礎年金受給権者が、老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものとする。）を受けることができるときは、老齢基礎年金に振替加算は加算されない。（昭和60法附則第14条）

ポイント②　老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給されます。（65歳以上に限る）

老齢基礎年金（その受給権者が65歳に達しているものに限る。）は、「遺族厚生年金」と併給されます。その際、老齢基礎年金に加算されている振替加算の支給は停止されません。

（法第20条、法附則第９条の２の４）



★振替加算のポイントも確認しておきましょう

老齢基礎年金の受給権者（本人）	・新法の対象であること ・**大正15年４月２日から昭和41年４月１日まで**に生まれたこと ・65歳に達した日の前日に配偶者がその受給権を有する年金たる給付の**加給年金額の計算の基礎となっていた**こと
配偶者	・新法の対象であること ・次のいずれかの年金の受給権者であること ①**老齢厚生年金**又は退職共済年金（その額の計算の基礎となる月数が原則**240以上**であるもの） ②**障害厚生年金**又は障害共済年金（**１・２級**）

→　振替加算の額は、**224,700円**に改定率を乗じて得た額（50円未満切り捨て、50円以上100円未満100円に切り上げ）に**老齢基礎年金の受給権者（本人）の生年月日**に応じて政令で定める率を乗じて得た額です。生年月日が昭和41年４月１日に近いほど、額が少なくなります。

本試験では、**224,700円**を「老齢基礎年金の額」とするパターンと、**老齢基礎年金の受給権者（本人）の生年月日**を「配偶者の生年月日」とするパターンが多いです。

✓事例問題②　次の文章の正誤を判断してください（国民年金法）

平成12年４月20日生まれのＢは、20歳に達した令和２年４月から第１号被保険者となったが、国民年金の保険料は滞納していた。24歳の誕生日に結婚し、その日からＢは第３号被保険者に種別変更となった。その後、Ｂが25歳の誕生日を初診日とする疾病にかかり、その障害認定日に障害等級１級の状態となった場合、障害基礎年金の受給権が発生する。

解答　誤　Ｂは保険料納付要件を満たしていないため、受給権は発生しません。